

次期みよし市教育振興基本計画の策定方針について

1. 策定の目的

教育基本法第17条第2項に基づき、本市における教育の振興のための基本的な計画を定めることにより、教育に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

2. 計画の位置付け

みよし市教育振興基本計画は、みよし市基本構想・基本計画に基づく分野別計画とします。

3. 計画期間

令和8（2026）年度から10年間を計画期間とします。

ただし、変化が激しい社会状況に対応するため、前期5年間における成果と課題を踏まえた中間見直しを行います。また必要に応じて、みよし市総合計画や他の推進計画期間との整合も見据えます。

4. 計画策定にあたっての基本的な考え方

（1）将来の方向性を共有する

みよし市の将来に向けた教育の方向性を十分に検討し、市民、保護者、教職員等と共有し、共有につなげる計画とします。

（2）社会状況の変化や地域の実情を踏まえる

基本理念等の検討にあたっては、社会状況の変化等を踏まえます。

※「新たな教育振興基本計画」（令和5～9年度）より

<社会の現状や変化>

- ・新型コロナウイルス感染症
- ・グローバル化、地球規模の課題
- ・国際情勢の不安定化
- ・DXの進展、AI、ロボット
- ・共生社会、社会体包摂
- ・多様性、LGBTQ
- ・VUCAの時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・こども基本法、こども大綱

など

<課題>

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞
- ・不登校・いじめなどの重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化
- ・高度専門人材の不足や労働生産性の低迷

など

(3) 推進、評価がしやすい計画に（現行計画の運用上の課題を解消）

○スポーツや生涯学習等、関連計画との整合性

スポーツ、生涯学習は、本計画に含まれているとともに、個別計画が策定されている分野になるため、目標年次や施策内容の整合を図ります。

○基本理念－基本目標－基本施策と作戦（重点施策）の施策の体系を整理

現行計画は、計画の構成上、施策体系がわかりにくく、施策や重点施策が多く、偏りも見られることから、進捗管理や評価がしにくくなっていました。

○施策の記載内容、指標の整理

現行計画は、施策に対して、それぞれに指標が細かく設定されており、進捗管理が煩雑で、成果を図ることが困難な指標も設定されていました。また、作戦（重点施策）も多く、施策とのアンバランスも生じていました。

(4) 基本的な考え方

現行計画における以下のような考え方を基本に会議の意見を踏まえ検討します。

基本理念：学ぶ楽しさで、人と人をつなぐ ⇒ 変更なしの予定

三本の柱：Ⅰ 次代を担う子どもをみんなで大切に育てる

Ⅱ 生涯にわたって学び続ける市民を応援する

Ⅲ 「ふるさとみよし」を創る市民を育てる

目指す人間像：生涯にわたって自らを磨き続け、

仲間と共に「ふるさとみよし」を築き、

より良い次代を創り出す人

見直し予定

<キーワード>

「みんなで育てるみよしっ子」「共育（ともいく）」「協育（きょういく）」

5. 検討体制

(1) 部内検討委員会

(2) 作業部会・調整委員会

(3) 総合教育会議

(4) 推進委員会

6. 策定スケジュール

<令和6年度>

9月：アンケートの実施（市民・小5・中2・保護者・教員）

10～3月：集計・分析

<令和7年度>

4～5月：教育施策事業の洗い出し調査

6～7月：課題の整理・抽出

8～10月：計画骨子案・素案の作成

11月：パブリックコメントの実施

12～3月：計画書、概要版作成